

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	普代村 (03485)
地域名 (地域内農業集落名)	普代全域 (黒崎、太田名部、向野場、茂市、鳥居 外)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月26日、30日、8月2日 (第1～3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

野菜等が生産されているが、集約化が進んでいないため作業効率が低い状況である。また、農業従事者の高齢化や後継者不足が不安視されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

主要作物は野菜や肉用牛、菌茸、水稻である。野菜農家などを中心とした経営体へと農地の集約化を進めていくほか、地域内外から農地を利用する者の確保を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	295.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	151.90 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺のその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現況の担い手を中心に農地バンクを活用しながら集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の育成を進め、農地中間管理事業を活用した農地の集積を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
必要に応じ、基盤整備事業の取組を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
青年の新規就農を推進し、高齢化対策に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①農作物を守るため、鳥獣被害防止に取り組む。				
⑦多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を進めていく				